

千苺浄水場排水処理施設整備事業

事業契約書（案）

平成 31 年 9 月 日

神戸市水道局

【事業者名】

前 文

神戸市（以下「甲」という。）は、千苺浄水場の排水処理施設を更新するにあたり、民間の技術やノウハウを活用する DBO 方式（Design Build Operate）を採用し、整備期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目的として、千苺浄水場排水処理施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

甲は、本事業の実施に当たり、民間企業の設計能力、施工能力を最大限に利用し、設計、施工、運転管理業務を一括して委託又は請け負わせることにより、民間企業の創意工夫を求め、コストの適切な管理を目指すため、本事業についての入札説明書等（第 1 条第 6 号に定義されたとおり）に従って審査を行い、最も優れた提案を行った【 】（以下「【 】」という。）、【 】（以下「【 】」という。）、【 】（以下「【 】」という。）で構成されるグループを落札者として選定した。甲と同グループを構成する企業（以下「乙」という。）は、入札説明書等に従い、本事業の実施に関して、平成 31 年【 】月【 】日に以下の各条項記載のとおり合意し、契約書を締結した。

- 1 事業名 千苺浄水場排水処理施設整備事業
- 2 履行場所 神戸市北区道場町生野 780 番地 千苺浄水場
- 3 履行期間 自 千苺浄水場排水処理施設整備事業契約の締結日
至 平成 49 年 3 月 31 日
- 4 契約金額 総支払額 金【 】円
(うち消費税及び地方消費税相当額 金【 】円)
ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。また、総支払額等の内訳については、別紙 7 に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 第 45 条に記載のとおり
- 6 支払条件 本契約書に記載のとおり

本事業について、甲と乙とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、甲と乙は、前文に規定する本事業の目的達成のため、相互に努力しなければならない。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が 1 通、乙が 1 通を保有する。

平成【 】年【 】月【 】日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

乙 代表企業

兵庫県神戸市【 】

【 】

代表取締役 【 】

構成企業

兵庫県神戸市【 】

【 】

代表取締役 【 】

構成企業

兵庫県神戸市【 】

【 】

代表取締役 【 】

目 次

第1章 用語の定義	1
第1条（定義）	1
第2章 総則	3
第2条（目的）	3
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重，協力義務）	3
第4条（本事業の概要）	3
第5条（本事業遂行の指針）	4
第6条（事業実施場所）	4
第7条（契約期間）	4
第8条（事業日程）	4
第9条（乙の資金調達）	5
第10条（代表企業の連帯責任及び構成企業の連帯責任）	5
第11条（乙が第三者に与えた損害）	5
第3章 排水処理施設の設計	6
第1節 事前調査	6
第12条（事前調査）	6
第13条（事前調査に関する第三者の使用）	6
第14条（事前調査責任）	6
第2節 設計業務	7
第15条（排水処理施設の設計）	7
第16条（管理技術者）	7
第17条（管理技術者等に関する措置請求）	7
第18条（進捗状況の報告）	8
第19条（排水処理施設の設計業務に関する第三者の使用）	8
第20条（設計に関する第三者の使用責任）	8
第21条（設計の完了）	8
第22条（甲の請求による設計の変更）	9
第23条（乙の請求による設計の変更）	9
第4章 排水処理施設の施工	10
第1節 総則	10
第24条（排水処理施設の施工に関する基本方針）	10
第25条（排水処理施設の施工）	10

第26条（排水処理施設の施工に関する許認可及び届出等）	11
第27条（現場代理人等）	11
第28条（現場代理人等に関する措置要求）	12
第29条（工事検査）	12
第30条（事業実施場所の管理等）	12
第31条（排水処理施設の施工に関する第三者の使用）	12
第32条（排水処理施設の施工に関する責任）	12
第33条（排水処理施設の施工に伴う近隣対策等）	13
第2節 甲による確認	13
第34条（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）	13
第35条（中間確認）	14
第3節 完成検査	14
第36条（排水処理施設の完成検査）	14
第4節 排水処理施設の引渡し	15
第37条（排水処理施設の引渡し）	15
第38条（排水処理施設の供用開始）	15
第5節 工期等の変更等	15
第39条（工期等の変更）	15
第40条（工期の延長変更による費用等の負担）	16
第41条（工期の遅延による費用等の負担及び違約金）	16
第42条（工事の一時中止）	17
第43条（危険負担等）	18
第44条（排水処理施設の瑕疵担保責任）	18
第6節 契約保証金等	19
第45条（契約保証金等）	19
第5章 排水処理施設の運転管理	20
第1節 総則	20
第46条（排水処理施設の運転管理に関する基本方針）	20
第47条（排水処理施設の運転業務）	20
第48条（年度業務計画書等の提出）	21
第49条（報告書等の作成）	21
第50条（排水処理施設の運転管理に関する第三者の使用）	21
第51条（運転管理責任）	22
第2節 排水処理施設の修繕及び代替品の調達	22

第52条（排水処理施設の修繕及び代替品の調達）	22
第6章 モニタリング	23
第53条（モニタリング）	23
第7章 対価の支払	23
第54条（サービス対価の金額）	23
第55条（設計・施工等のサービス対価の支払）	23
第56条（運転管理のサービス対価の支払）	24
第57条（設計・施工等のサービス対価の改定）	24
第58条（運転管理のサービス対価の改定）	24
第59条（消費税法変更に基づく改定）	24
第60条（前払い）	24
第61条（対価の支払方法）	24
第62条（モニタリングによる対価の減額）	25
第8章 契約の終了等	25
第63条（甲による契約解除）	25
第64条（独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除）	27
第65条（乙による契約解除）	30
第66条（任意解除権の留保）	31
第67条（不可抗力事由に基づく解除）	31
第68条（本事業に関係する直接法令改正等が行われた場合等の解除）	32
第9章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等	32
第69条（不可抗力事由による契約内容の変更等）	32
第70条（法令改正等による契約内容の変更等）	33
第71条（不可抗力事由による追加費用又は損害の負担）	33
第72条（法令改正等による追加費用又は損害の負担）	34
第73条（事由の複合による追加費用又は損害の負担）	34
第10章 その他	34
第74条（関連工事の調整）	34
第75条（協議等）	35
第76条（公租公課の負担）	35
第77条（契約上の地位等の譲渡）	35
第78条（秘密保持）	35
第79条（著作権等）	36
第80条（特許権等）	37

第81条（付保すべき保険等）	37
第82条（遅延損害金）	38
第1章 雑則	38
第83条（請求、通知等の様式等）	38
第84条（準拠法）	38
第85条（管轄裁判所）	39
第86条（定めのない事項等）	39
別紙1 各種共通仕様書等	40
別紙2 提出書類	41
別紙3 運転管理業務の内容	44
別紙4 年度業務計画書	45
別紙5 半期報告書及び年度業務報告書	46
別紙6 モニタリングの方法	47
別紙7 支払金額等	51
別紙8 設計・施工等のサービス対価の改定方法	53
別紙9 運転管理のサービス対価の改定方法	54
別紙10 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	56
別紙11の1 乙に付保が義務付けられている保険契約	57
別紙11の2 乙の提案により任意に付保される保険契約	59

本事業に関して、甲及び乙の間で、以下のとおり契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本件契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施場所 千苺浄水場排水処理施設及びその他本事業を実施するに当たって必要となる千苺浄水場内施設及び敷地をいう。
- (2) 排水処理設備 本事業において整備される一切の設備をいう。
- (3) 入札説明書 本事業に関し、平成31年3月22日に公表された「千苺浄水場排水処理施設整備事業 入札説明書」をいう。
- (4) 要求水準書 本事業に関し、平成31年3月22日に公表された「要求水準書」をいう。
- (5) 要求水準 要求水準書に記載された本事業の遂行に当たって、乙が満たすべき最低水準をいう。
- (6) 入札説明書等 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、様式集、その他これらに関して甲が追加で提示する資料をいう。
- (7) 入札説明書等に関する質問への回答 入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し、平成31年【 】月【 】日に公表された回答書をいう。
- (8) 事業者提案書類 落札者が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (9) 提案水準 要求水準を全て満たす事業者提案書類において提案された内容及び水準をいう。
- (10) 各種共通仕様書等 別紙1に記載する仕様書等をいう。
- (11) 事業指針 本件契約、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び事業者提案書類をいう。
- (12) 設計、施工及び運転管理に係る業務水準 入札説明書等、入札説明書等への質問に関する回答、事業者提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいう。
- (13) 運転管理業務計画書 業務の内容、業務実施体制、業務実施の手順、各手順の内容・実施基準、業務実施結果の記録方法、甲への報告内容・連絡方法、業務の内容・体制・手順等の見直し・改善の方法・手順、その他運転管理業務の実施

に必要となる事項を定めるために事業指針に基づき作成される年度業務計画書、月間計画書、手順書、基準表、記録、点検表、帳票等の文書をいう。

- (14) 運転管理業務に係る業務水準 第 48 条に規定する年度業務計画書、入札説明書等、入札説明書等への質問に関する回答、事業者提案書類及び運転管理業務計画書に記載の内容及び水準をいう。
- (15) 業務水準 設計、施工及び運転管理に係る業務水準をいう。
- (16) 不可抗力事由 提案時において、想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、甲又は乙の合理的な制御が不可能なあらゆる事由をいう。
- (17) 本事業に直接関係する法令 特に本事業と類似のサービスを提供する排水処理設備の設置等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の成立並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。
- (18) 完成検査 甲が乙から排水処理設備施設の引渡しを受けて供用を開始する前に、甲が実施する、排水処理施設が設計、施工に係る業務水準を満たした状態にあることを確認するために必要な検査をいう。
- (19) 甲の休日 神戸市の休日を定める条例（平成 3 年神戸市条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に規定する甲の休日をいう。
- (20) 設計企業 乙が、排水処理施設の設計業務の全部又は一部を受託させる構成企業をいう。
- (21) 施工企業 乙が、排水処理施設の施工業務の全部又は一部を請け負わせる構成企業をいう。
- (22) 運転管理企業 乙が、排水処理施設の運転管理業務の全部又は一部を請け負わせる構成企業をいう。
- (23) 構成企業 設計企業、施工企業、運転管理企業をいう。
- (24) 協力企業 本事業開始後、構成企業から第 4 条に規定する業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業をいう。
- (25) 設計・施工等のサービス対価 本件契約に規定する排水処理施設の設計、施工及びこれらに付随する業務の対価（消費税、地方消費税及び割賦手数料を含む。）をいう（施設整備費相当額）。
- (26) 運転管理のサービス対価 本件契約に規定する排水処理施設の運転管理及び

これらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう（運転管理費相当額）。

(27) 本件契約上の秘密 甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。

(28) 事業年度 各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。

(29) 上期 各年の4月1日から9月30日までをいう。

(30) 下期 各年の10月1日から翌年3月31日までをいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本件契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務)

第3条 乙は、本事業が、水道施設を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び甲が水道事業の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が、設計・施工一括発注方式により選定した民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

3 乙は、甲が本事業に関し、許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、協力するものとする。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、排水処理施設の整備に当たっての事業実施場所についての事前調査、排水処理施設の設計、施工、運転管理及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

(本事業遂行の指針)

第5条 甲及び乙は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。

2 乙は、本件契約と前項記載のその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。

3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1) 入札説明書等に関する質問への回答

(2) 入札説明書等

(3) 事業者提案書類

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(3)の事業者提案書類間における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。また、事業者提案書類の水準が上記(1)、(2)に記載の水準を上回る部分については、事業者提案書類の記載が優先する。

4 乙は、本事業の遂行に当たっては、千苺浄水場排水処理施設整備事業者評価委員会の意見及び甲の要望事項を可能な限り尊重するものとする。

(事業実施場所)

第6条 本事業を実施する場所は、千苺浄水場排水処理施設及びその他本事業を実施するに当たって必要となる千苺浄水場内施設及び敷地をいう。

2 施設の統廃合整備等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、乙は、甲の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

(契約期間)

第7条 本件契約の期間は、本件契約締結日から平成49年3月31日までとする。

(事業日程)

第8条 乙は、本件契約締結日から14日以内に日程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の日程表を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができるものとする。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は契約内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して日程表の再提出を請求することができるものとする。この場合において、第1項中「本件契約締結日」とあるの

は「当該請求があった日」と読み替えて、前項の規定を準用する。

4 日程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(乙の資金調達)

第9条 本事業について乙のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、本件契約において特に定めた場合を除き、すべて乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行うものとする。

2 乙は、本事業に関する資金調達に関して、国等の公的機関からの財政上及び金融上の支援（当該支援以外の乙の資金調達に支障を来たさない範囲のものをいう。以下同じ。）が適用される場合には、活用を検討するものとする。

3 甲は、本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、乙が当該支援を受けることができるよう努めるものとする。

(代表企業の連帯責任及び構成企業の連帯責任)

第10条 代表企業は、本件事業契約に基づき構成企業が甲に対して負担する債務について、債務者となる構成企業と連帯して当該債務を負担するものとする。

2 代表企業は、構成企業を統括し、構成企業をして、甲に対し、本事業に関する業務のうち構成企業が担当する業務につき、法令及び業務水準に従って誠実に遂行させる義務を負うものとする。

3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が本事業契約に基づき負う全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、施工企業又は工事監理企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。

4 本条各項の定めは、本件契約その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

(乙が第三者に与えた損害)

第11条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、本件契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

2 甲は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に乙に通知するものとし、甲が第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

第3章 排水処理施設の設計

第1節 事前調査

(事前調査)

第12条 乙は、自己の責任及び費用において、構成企業をして、本件契約締結後、排水処理施設の設計、事業実施場所への排水処理施設の施工、排水処理施設の運転管理及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 乙は、前項の事前調査に当たっては、水道事業維持管理業務等に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、甲と十分協議し、実施するものとする。
- 3 乙が第1項の事前調査を行った結果、事業実施場所が排水処理施設の施工に支障を来す状態にある場合には、甲と乙は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果に基づいて、甲は、乙が実施した除去修復に起因して乙に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(事前調査に関する第三者の使用)

第13条 乙は、前条の事前調査業務を行うに当たって、構成企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、構成企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、構成企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(事前調査責任)

第14条 乙が、第12条の規定により構成企業によって実施させた調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は乙がこれを負担するものとし、甲は当該不備、誤り等に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。

- 2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、事前調査業務に関して乙又は構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。
- 3 入札説明書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供され

るものであり、甲は、これら資料の提供を理由として、本件契約に基づいて乙が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第2節 設計業務

(排水処理施設の設計)

- 第15条 乙は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、事業指針に基づき、かつ前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、各種共通仕様書等を遵守するとともに、設計企業をして甲との十分な協議をさせたいうで、設計を行わせるものとする。
- 2 乙は、設計業務の開始時に、別紙2「1」「(1)」に定める書類を甲に提出する。
 - 3 乙は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、設計企業をして第1項所定の設計を行わせるとともに、排水処理設備等の設置場所については、甲と協議のうえ、甲の指示に従うものとする。
 - 4 乙は、本章に規定する排水処理施設の設計及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、設計企業をして、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議させ、水道事業維持管理業務等に支障がないよう留意しなければならない。

(管理技術者)

- 第16条 乙は、設計企業をして、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めさせ、甲に対し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、設計業務の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、本件契約に基づく設計企業の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(管理技術者等に関する措置請求)

- 第17条 甲は、管理技術者、設計企業の使用人、又は第13条若しくは第19条第2項の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(進捗状況の報告)

第18条 乙は、甲に対し、各事業実施場所についての排水処理施設の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、排水処理施設の設計の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。

3 甲は、前2項の報告を理由として、排水処理施設の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(排水処理施設の設計業務に関する第三者の使用)

第19条 乙は、設計企業をして、排水処理施設の設計業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

2 乙は、排水処理施設の設計業務を行うに当たって、設計企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、設計企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、設計企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(設計に関する第三者の使用責任)

第20条 乙は、排水処理施設の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。

2 前条の排水処理施設の設計業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、排水処理施設の設計業務に関して乙又は構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(設計の完了)

第21条 乙は、排水処理施設につき設備単位で設計を行い、これらを完了した場合には、その都度、甲に対し、速やかに別紙2「1」「(2)」に定める書類等を提出する。

2 甲は、別紙2「1」「(1)」及び「(2)」に定める書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。

3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、

速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。

- 4 前項に基づく是正に起因して、排水処理施設の施工の遅延が見込まれる場合の排水処理施設の供用開始時の変更及びその変更による費用等の負担は、第39条第2項及び第41条第2項の規定に従うものとする。
- 5 甲は、第1項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、排水処理施設の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(甲の請求による設計の変更)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、別紙2「1」「(2)」に定める書類等の完成前であると完成後であるとを問わず、乙に対して、供用開始時の変更を伴わず、かつ事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、排水処理施設の設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

- 2 甲が、供用開始時の変更を伴う設計変更又は事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 第1項又は前項の規定に従い、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙が排水処理施設の設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第7章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 第1項又は第2項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第39条第1項及び第3項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

第23条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、排水処理施設の設計変更を行うことはできないものとする。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て排水処理施設の設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 第1項の設計変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第39条第2項を準用する。

第4章 排水処理施設の施工

第1節 総則

(排水処理施設の施工に関する基本方針)

第24条 乙は、本章に規定する排水処理施設の施工及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、水道事業維持管理業務等に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における甲の発注に係る第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、水道事業維持管理業務等に支障がないよう甲と十分協議のうえ、別途甲が指示する施工計画書及び日程表を作成しなければならない。

(排水処理施設の施工)

第25条 乙は、施工企業をして事業指針、別紙2「2」「(1)」に定める施工計画書及び各種書類等並びに日程表に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、排水処理施設の施工を行わせなければならない。

なお、乙は、甲が指示する施工計画書を含む別紙2「2」「(1)」に定める各書類等及び日程表を、甲乙協議のうえ、甲の定める提出期限までに、甲に提出するものとする。

- 2 前項に定める日程表は、甲及び乙を法的に拘束するものとする。
- 3 仮設、施工方法その他排水処理施設の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書類及び甲が指示する各書類等において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。

- 4 乙は、排水処理施設の施工（試運転を含む。）に必要な水道及び設備の運転等に必要電力を当該施設運営上支障のない範囲に限り、甲の承諾を得て使用できるものとする。ただし、使用に係る機具類に要する費用等については、乙が自己の責任及び費用においてこれらを調達するものとする。
- 5 乙は、排水処理施設の施工に際し、樹木、排水溝、照明、盤類等の既存物の移設が必要となる場合には、甲と協議し、甲の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、乙が自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、甲が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。
- 6 乙は、施工企業をして、第1項において定める施工計画書及び日程表に従い、排水処理施設の施工に着手させ、工事を遂行するものとする。
- 7 乙は、施工企業をして、排水処理施設の施工期間中、事業実施場所に常に別紙2「2」「(2)」に定める書類のうち必要な書類を整備させなければならない。
- 8 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

（排水処理施設の施工に関する許認可及び届出等）

- 第26条 乙は、排水処理施設の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。
- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。
 - 3 乙が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

（現場代理人等）

- 第27条 乙は、施工企業をして、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置させ、設計図書に定めるところにより、施工業務着手前に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの管理技術者を変更したときも同様とする。なお、現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、これを兼ねることができる。
- (1) 現場代理人（施工監督技術者）
 - (2) ア 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項）
イ 監理技術者（建設業法第26条第2項）
- 2 乙は、第1項に掲げる管理技術者のもと、工種ごとに補助員（主任技術者）を配

置するものとする。

(現場代理人等に関する措置要求)

第28条 第27条の現場代理人，主任技術者若しくは監理技術者，その他施工企業の使用人，又は第31条の規定による第三者が，その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは，第17条の規定を準用する。

(工事検査)

第29条 乙は，事業実施場所の所在する各設備において，排水処理施設の施工が完了するごとに，設備単位で工事検査を行い，各設備においていずれも，設計，施工業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

(事業実施場所の管理等)

第30条 乙は，排水処理施設の施工を実施するに当たり，使用が必要となる駐車場，資材置場等の場所，設備等について，使用場所ごと又は設備等ごとに，事前に，甲に対してその使用期間を明らかにした届出を行い，甲から使用についての承諾を得なければならない。

2 乙は，甲が使用を承諾した期間，善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所，設備等の管理を行う。

(排水処理施設の施工に関する第三者の使用)

第31条 乙は，施工企業をして，排水処理施設の施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし，業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。

2 乙は，排水処理施設の施工を行うに当たって，施工企業が第三者を使用する場合，事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお，施工企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを，施工企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(排水処理施設の施工に関する責任)

第32条 乙は，排水処理施設の施工に関する一切の責任を負担する。

2 前条の排水処理施設の施工に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし，排水処理施設の施工に関して乙又は施工企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし，当該第三者の責めに帰すべき事由は，す

べて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(排水処理施設の施工に伴う近隣対策等)

第33条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他排水処理施設の施工により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第25条第1項において定める別紙2「2」「(1)」に定める施工計画書及び予定工程表に規定する施工計画を変更することはできない。

5 近隣調整の結果、乙に生じた費用については、乙が負担するものとする。ただし、乙が、事業指針を遵守し、かつ合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

第2節 甲による確認

(甲による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第34条 甲は、随時、排水処理施設が、別紙2「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、甲は、排水処理施設の施工の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙、施工企業又は第31条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また、施工企業又は第31条に規定する第三者をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 第1項に規定する説明又は確認の結果、排水処理施設の施工状況が別紙2「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

4 乙は、排水処理施設の施工期間中に乙が行う排水処理施設に関する検査又は試験について、事前に甲に対して通知するものとする。

なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

5 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、排水処理施設の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第35条 甲は、排水処理施設が別紙2「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等に従い、施工されていることを確認するため、排水処理施設の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

2 前項の中間確認の結果、排水処理施設の施工状況が別紙2「1」及び「2」「(1)」から「(3)」までに定める各書類等、事業指針の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、第1項の中間確認の実施を理由として、排水処理施設の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

第3節 完成検査

(排水処理施設の完成検査)

第36条 甲は、乙から排水処理施設の施工業務完成の報告を受けた後、14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、完成検査を実施し、排水処理施設が、いずれも設計、施工に係る業務水準を満たしていることを確認するものとする。

2 完成検査の結果、排水処理施設が、設計、施工に係る業務水準に従い施工されているときは、甲は乙に対し、完成検査合格書を交付する。

3 甲が、完成検査後14日以内（14日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完成検査に合格したものとみなすことができる。

4 完成検査の結果、排水処理施設の施工状況が、設計、施工業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。

5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から14日以内（14日目の日が甲の休

日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで)に再度、完成検査を実施するものとする。当該完成検査の結果、排水処理施設の施工状況がなおも設計、施工業務に係る業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成検査が繰り返される場合も同様とする。

- 6 甲は、第1項に規定する完成検査を行ったことを理由として、排水処理施設の設計、施工その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第4節 排水処理施設の引渡し

(排水処理施設の引渡し)

第37条 乙は、第36条による完成検査の合格をもって、排水処理施設を甲に引渡すものとする。

- 2 前項の規定による引渡し時に、甲は、当該引渡しに係る排水処理施設の所有権を取得するものとし、その際、甲は、乙との間で、各設備単位で、排水処理施設の引渡書を取り交わす。

(排水処理施設の供用開始)

第38条 各施設における排水処理施設の供用開始は、第37条第1項に基づく各引渡時からとする。

第5節 工期等の変更等

(工期等の変更)

第39条 甲が乙に対して第25条第1項の日程表記載の工期等の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由又は乙の責めに帰すことのできない事由により第25条第1項の日程表記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、第25条第1項の日程表記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の当否を定めるものとする。

- 3 第1項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始時を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工期の延長変更による費用等の負担)

第40条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて第25条第1項の日程表記載の工期等を延長変更した場合、当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害の負担は、第9章の定めに従うものとする。

(工期の遅延による費用等の負担及び違約金)

第41条 甲の責めに帰すべき事由によって、第25条第1項の日程表記載の工期等が遅延する場合、当該遅延に伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由によって、第25条第1項の日程表記載の工期等が遅延する場合、次のとおりとする。
 - (1) 全部又は一部の排水処理施設の引渡しが遅延したものの、平成34年3月末日までに、甲が、乙に対して、完成検査合格書を交付することができた場合、乙は、甲に対し、当該排水処理施設の引渡し日の翌日から実際に排水処理施設が乙から甲に対して引渡された日までの期間（ただし、乙の責めに帰すことができない事由により施工業務が第25条第1項の日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。）において、延滞日数一日につき、当該排水処理施設の設計・施工等のサービス対価に対する1000分の1を違約金として支払うものとする。
 - (2) 乙の責めに帰すことができない事由と競合して第25条第1項の日程表記載の工期等が遅延する場合で、かつ、本条第4項に従い算出される乙の責めに帰すべき事由による第25条第1項の日程表記載の工期等の遅延期間のみであれば、当該排水処理施設に関し、平成34年3月末日を超えることなく、甲が乙に対し、完成検査合格書を交付することができたと客観的に認められる場合には、前号は適用されず、乙の責めに帰すべき事由による当該排水処理施設の引渡しの遅延と

認められる期間についてのみ本項第1号が適用されるものとする。

- 3 前2項の場合において、甲に当該違約金を超える損害が生じたときは、乙は、甲に対し、その損害額のうち当該違約金を超える額を支払うものとする。
- 4 本条の適用に当たり、第25条第1項の日程表記載の工期等が遅延する原因となった事由について、乙の責めに帰すべき事由とその他の事由が競合する遅延期間（以下「競合遅延期間」という。）があるときは、甲及び乙は協議のうえ、その各事由が当該遅延に与えた影響割合を算出し、競合遅延期間に、乙の責めに帰すべき事由の影響割合を乗じて算出した期間をもって、乙の責めに帰すべき事由による遅延期間（以下「帰責遅延期間」という。）とし、競合遅延期間から帰責遅延期間を控除した後の残期間を乙の責めに帰すことができない事由による遅延期間として、前3項を適用する。
- 5 甲は、本条の違約金と本件契約に基づき支払うすべての対価につき、当該対価がいかなる業務に対するものであるかにかかわらず、相殺することができるものとする。

（工事の一時中止）

第42条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、排水処理施設の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、排水処理施設の施工の全部又は一部を一時中止させた場合必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、第25条第1項の日程表記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 甲は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令の改正等により、排水処理施設の施工の全部又は一部が一時中止された場合必要があると認めるときは、甲と協議のうえ、第25条第1項の日程表記載の工期等を変更することができる。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、排水処理施設の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合又はその他乙に損害が発生した場合の追加費用又は損害の負

担は、第9章の定めに従うものとする。

(危険負担等)

第43条 排水処理施設の供用開始時まで、排水処理施設の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又は毀損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、第71条第2項によるものとする。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 滅失又は毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第67条に従い本件契約の全部又は一部を解除するものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において排水処理施設を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りでない。

(2) 前号の場合以外の毀損の場合には、乙は排水処理施設を設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として供用開始時期の延長を認めるものとする。

(3) 前2号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

(排水処理施設の瑕疵担保責任)

第44条 第36条に定める完成検査の合格日後、1年が経過するまでの間に、排水処理施設に瑕疵が発見されたときには、乙は、施工企業をして、当該瑕疵を修補（交換を含む。以下、本条において同じ。）させなければならないものとする。ただし、当該瑕疵が甲又はその他の事業実施場所の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、甲が、当該瑕疵の修補に代えて修補費用相当額の支払いを認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、当該瑕疵補修義務を免れることができるものとする。

2 前項の規程による瑕疵の修補の請求は、第36条に定める完成検査の合格日後、1年が経過するまでの間に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙ないしは施工企業の故意又は重大な過失により生じた場合の当該請求を行うことのできる期間は、完成検査の合格日後10年とする。

3 第1項において、乙が瑕疵修補義務を負うにもかかわらず、施工企業をして、瑕疵の修補をさせることができない場合、乙は、第三者をして当該瑕疵を修補させる

ものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら瑕疵を修補することができるものとする。

- 4 乙は、甲が、当該瑕疵に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が当該瑕疵を修補するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
- 5 第2項ただし書の規定に基づき甲が自ら瑕疵を修補した場合、乙は当該補修部分については、甲による修補後の瑕疵担保責任を負わないものとする。
- 6 甲は、引渡しの際に第1項の瑕疵があることを知ったときは、第1項にかかわらず、その旨を遅滞なく乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

第6節 契約保証金等

（契約保証金等）

- 第45条 乙は契約保証金として、次の各号に掲げる金額を甲に納付しなければならない。
- (1) 排水処理施設に係る設計・施工等のサービス対価の10%相当額以上の金額
 - (2) 1事業年度の運転管理のサービス対価の10%相当額以上の金額
- 2 前各号の契約保証金の納付時期は、本件契約締結と同時とする。
 - 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、乙の請求に基づき乙に返還する。
 - (1) 第1項第1号の契約保証金については、全ての排水処理施設の甲への引渡しの後、乙の請求を受けて速やかに
 - (2) 第1項第2号の契約保証金については、本件契約の終了後、乙の請求を受けて速やかに
 - 4 乙は、第1項の契約保証金の納付に代えて、神戸市契約規則第8条の規定による有価証券を担保として甲に提供することができる。
 - 5 乙が、施工企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したときは、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
 - 6 乙が、運転管理企業をして、本件契約の履行を保証する甲を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を甲に提出したときは、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。

- 7 前項の履行保証保険は、毎事業年度の更新とすることもできるものとする。
- 8 甲は、第1項により納付された保証金、第4項により契約保証金の代わりに甲に提供された有価証券等の換価金、並びに第5項及び第6項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金を、乙の本件契約の債務不履行に基づく損害金、本件契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。甲がかかる充当を行った場合で、かつ、本件契約の全部解除がなされていない場合、乙は、充当の通知を受けた日から7日以内に、保証金又は有価証券等の換価金を、本条の規定する額まで補填するものとする。

第5章 排水処理施設の運転管理

第1節 総則

(排水処理施設の運転管理に関する基本方針)

- 第46条 乙は、本章に規定する排水処理施設の運転管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、水道事業維持管理業務等に支障がないよう留意しなければならない。
- 2 乙は、本章に規定する排水処理施設の運転管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たって本件契約に規定する文書や記録、その他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。また、これらの文書や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、適宜、甲の承諾を得て修正を行わなければならない。

(排水処理施設の運転業務)

- 第47条 乙は、運転管理企業をして、第38条に規定する供用開始時から本件契約が終了するまでの間、排水処理施設について、別紙3に規定する運転管理業務を運転管理業務に係る業務水準に従って行わせなければならない。
- 2 乙は、事業者提案書類に基づいて運転管理業務計画書を作成し、運転管理業務の開始までに甲の承諾を得なければならない。
 - 3 甲又は乙が、合理的な理由に基づき提案水準を変更（性能に関する提案水準の向上を含む。）することを相手方に対し請求した場合において、甲及び乙が合意したときは、これを変更することができる。また、当該変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が増減したときは、第7章の規定に基づいて半期ごとに支払わ

れる対価の支払額を増減する。

- 4 乙が、やむを得ない事由により、提案水準を満たすことができない場合又は継続して提案水準を満たす運転管理業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は、甲に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について甲と協議しなければならない。
- 5 前項の甲及び乙の協議の結果、乙が報告した内容が合理的であると甲が認めた場合には、甲は、提案水準の変更を認めるものとする。

(年度業務計画書等の提出)

第48条 乙は、別紙4に規定する様式の年度業務計画書を作成し、甲に提出し、毎事業年度開始1箇月前までに、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の確認を行った結果、水道事業維持管理業務等に影響があると判断する場合には、乙に対し、年度業務計画書の変更を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲は、第1項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、排水処理施設の運転管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、甲の請求により、乙が提案水準を超えて年度業務計画書の変更を行った場合で、かつ乙に追加費用が生じた場合には、甲は当該追加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(報告書等の作成)

第49条 乙は、運転管理の状況をまとめた日報、月報、年報を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、毎年度、上期及び下期の各満了日後10日以内に、本章に定める運転管理業務の状況を正確に反映した別紙5に規定する様式の半期報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、別紙5に規定する様式の年度業務報告書を作成し、毎事業年度の最終日より1箇月以内に、甲に提出するものとする。

(排水処理施設の運転管理に関する第三者の使用)

第50条 乙は、運転管理企業をして、排水処理施設の運転管理業務の一部又は全部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、排水処理施設の運転管理業務を行うに当たって、運転管理企業が第三者を

使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、運転管理企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、運転管理企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(運転管理責任)

第51条 乙は、排水処理施設の運転管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の運転管理業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、排水処理施設の運転管理業務に関して乙又は運転管理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

第2節 排水処理施設の修繕及び代替品の調達

(排水処理施設の修繕及び代替品の調達)

第52条 乙は、甲から排水処理施設の故障等の連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

- 2 乙は、前項の調査結果を、速やかに甲に報告したうえで、直ちに修繕等の対応が行えるような対策を講ずる。
- 3 第1項の調査の結果、故障等の発生した排水処理施設を継続して使用することが困難である場合には、乙は甲に報告するものとする。
- 4 第2項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 第1項の故障等が生じた原因が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲の負担とする。
 - (2) 第1項の故障等が生じた原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙の負担とする。
 - (3) 第1項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、甲の負担とする。
 - (4) 前各号に掲げる事由の全部又は一部が複合して排水処理施設の故障等が生じ、修繕等が必要となった場合の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、第9章の定めに従うものとする。

第6章 モニタリング

(モニタリング)

第53条 甲は、乙に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、第5章に規定する運転管理業務について、運転管理業務に係る業務水準を確保するために、別紙6のとおり、モニタリングを行うものとする。

2 前項に規定するほか、甲は、必要と認める場合には、乙に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、随時、運転管理業務に係る業務水準を確保するために、モニタリングを行うことができる。

3 乙は、甲が前2項のモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。当該協力を要した費用は、乙が負担するものとする。

4 本条に基づくモニタリングの結果、乙の運転管理業務の状況が、運転管理業務に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は乙に対し、是正期間を定めて是正を指示するとともに、別紙9に規定する方法に従い、第9章に規定する半期ごとに支払われる対価の全部又は一部について、減額を行うことができる。

5 乙は、甲から前項に基づく是正指示を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに甲に対し、当該指示に対する対応状況を報告するとともに、第49条第2項に規定する半期報告書においても報告しなければならない。

6 甲は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、第5章に規定する排水処理施設の運転管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

7 乙は、別紙6に記載の方法に準じて、セルフモニタリングを実施し、その結果を、文書により、甲に報告するものとする。

第7章 対価の支払

(サービス対価の金額)

第54条 本事業に係るサービス対価は、金●円（消費税及び地方消費税別途）とする。

(設計・施工等のサービス対価の支払)

第55条 甲は、第3章及び第4章に規定する排水処理施設の設計・施工等のサービス

対価を第 61 条に規定する手続に従って、別紙 7 のとおりに支払うものとする。

(運転管理のサービス対価の支払)

第56条 甲は、第 5 章規定の排水処理施設の運転管理のサービス対価を、第 67 条に規定する手続に従って、別紙 7 のとおりに支払う。

(設計・施工等のサービス対価の改定)

第57条 第 55 条に規定する設計・施工等のサービス対価は、物価変動や公共工事労務単価等の変動に伴う改定は行わないものとする。

(運転管理のサービス対価の改定)

第58条 第 58 条に規定する運転管理のサービス対価は物価変動に応じて、別紙 9 に定める算定方法に従って改定するものとする。

(消費税法変更に基づく改定)

第59条 設計・施工等のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

(前払い)

第60条 本事業に係る前払いは、行わないものとする。

(対価の支払方法)

第61条 設計・施工等のサービス対価の支払いについて、甲は、第 36 条に規定する完成検査合格後、甲の指定する様式の請求書の提出を受けることを条件として、排水処理施設に係る設計・施工等のサービス対価を、甲は当該請求書の受領日から 30 日以内に別紙 7 記載のとおり支払うものとする。

2 乙の甲に対する前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する対価の支払期限も延長されるものとする。

3 乙は、運転管理のサービス対価の支払いを受けるに当たり、別紙 5 の半期報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から 10 日以内に乙の業務内容のモニタリングを検査し、乙に対して業務検査の結果を通知するものとする。

4 乙は、前項の半期報告書に関する業務検査確認の結果についての甲の合格通知を受領したときは、当該合格通知に従い当該通知の受領日から 7 日以内に運転管理のサービス対価に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は当該請求書の受領

日から 30 日以内に各々別紙 7 記載のとおり支払う。

- 5 乙の甲に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する半期分の運転管理のサービス対価の支払期限も延長されるものとする。
- 6 乙は、第 3 項の半期報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む 10 日以内に、甲が業務検査の結果の通知を行わなかった場合には、第 4 項の請求書を甲に対して提出できるものとする。

(モニタリングによる対価の減額)

第62条 甲の第 53 条に基づき行ったモニタリングにより、排水処理施設の運転管理業務について、運転管理に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、甲が是正期間を定めて是正を指示したにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、甲は、乙に対して支払う対価を、第 53 条第 4 項の規定に従って減額又は控除することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、モニタリングによるサービス対価の減額については前条第 3 項の業務検査の結果の通知に際し、減額の根拠となる事項及び減額する金額を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲から通知を受けた後、前条の規定に従って請求書を提出するに際し、本章に規定する対価のうち、前項により減額の通知を受けた金額を除くその余の対価の支払いに係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、当該請求書に記載の金額を対価として支払うものとする。

第 8 章 契約の終了等

(甲による契約解除)

第63条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告をすることなく、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続きが着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。
- (2) 乙が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて 1 箇月以上滞納金の支払いがなされないとき若しく

は滞納処分を受けたとき。

- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間(乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあつては、相当の期間)以上本事業を行わなかったとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。

2 甲は、乙において次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に完成せず、かつ、工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 乙が、第53条第4項及び第62条第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があつた日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (4) 乙が、第49条第2項に規定する半期報告書又は同条第3項に規定する年度業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第69条に定める対価の返還を行わなかったとき。
- (5) その他乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 全ての排水処理施設が甲に引渡された後に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、全ての排水処理施設が提案水準どおりの性能を満たしている場合
ア 甲は乙に対し、設計・施工等のサービス対価を第55条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、未履行部分の運転管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる

ウ 乙は、甲に対し、解除に伴う違約金として、1事業年度の運転管理のサービス対価に10分の1を乗じた額を支払うものとする。

4 排水処理施設が甲に引渡される前に、第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえで、甲に返還するとともに、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、第55条のサービス対価の金額のうち引渡し未了

の排水処理施設に対応するサービス対価の金額に同額に対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の10分の1を違約金として支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。

- 5 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。
- 6 前項の場合、排水処理施設の出来形部分で甲が承諾したものは甲の所有とし、甲はこれに相応するサービス対価を乙に支払うものとする。
- 7 甲は、本条に基づき乙が甲に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、乙が甲に差し入れている第45条の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。
- 8 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 9 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除)

第64条 甲は、構成企業につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。本件契約締結時までに施行された改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条第1項の規定に基づく排除措置命令、第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令、同法第8条の2第1項に基づく排除措置命令又は同法第8条の3に基づく課徴金の納付命令を行い、当該構成企業が当該納付命令に係る行政事件訴訟法第14条の出訴期間を徒過したとき又は当該期間内に出訴したがその訴えを却下若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (2) 構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198

条に規定する刑が確定したとき。

(4) その他構成企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 甲は、構成企業又は協力企業が、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 役員等（構成企業における役員又はその支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本項において同じ。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

(3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。

(4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

3 乙は、構成企業をして、本事業を、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、又は委託することはできない。また、さらに本事業を請け負い又は受託した第三者が、第1項又は前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、又は委託することもできないものとし、その下の請負又は委託についても同様とする。

4 乙は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を甲に報告しなければならない。乙がかかる措置を直ちにとらない場合、甲は、本件契約を解除することができる。

5 甲が本条により本件契約を解除した場合の処理には、前条第3項から第9項の規定を準用する。

6 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての排水処理施設が甲に引渡される前に、乙が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、

乙は、自ら及び構成企業をして、甲に対し、本件契約解除の違約金として、第 55 条のサービス対価の金額に同額に対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の 10 分の 1 の金額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。

7 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての排水処理施設が甲に引渡された後に、乙が第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び構成企業をして、1 事業年度の運転管理のサービス対価の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払い、あるいは支払わせるものとする。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。

8 乙が、第 1 項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が全ての排水処理施設の引渡し前か後かにかかわらず、第 6 項の違約金に加えて契約金額の 100 分の 5 の違約金を別途支払うものとし、また、その発覚が排水処理施設の引渡し後の場合は、前項の違約金に加えて、解除の対象となる業務（甲が解除しない場合には、仮に解除するとすれば対象となるべき業務）の当該年度のサービス対価の 100 分の 5 の違約金を別途支払うものとする。

(1) 第 1 項第 1 号に該当する課徴金納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項（又は同条 8 項）の規定の適用があるとき。

(2) 乙が甲に構成企業が第 1 項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

9 乙について、第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかに該当することが発覚し、これにより甲が被った損害額が、第 6 項の違約金の額（第 7 項の違約金加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第 45 条の契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

9 甲は、構成企業が第 2 項各号に該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

10 甲は、構成企業が第2項各号に該当する旨の本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）を受けた場合、神戸市契約等事務から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。

（乙による契約解除）

第65条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に従い計算した額（1年を365日として日割り計算）を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。

2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。

3 全ての排水処理施設が甲に引渡された後に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、全ての排水処理施設が提案水準どおりの性能を維持している場合

ア 甲は乙に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の残額を第55条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 甲は、未履行部分の運転管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。

ウ 甲は、乙に対し、本件契約の全部解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

3 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 4 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第63条第6項を準用する。
- 5 第1項又は第2項に基づき本件契約が全部解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲に申出たときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(任意解除権の留保)

第66条 甲は、理由の如何を問わず、180日以上前に乙に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。ただし、既に全ての排水処理施設が甲に引渡し済みであるときは、甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、第55条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価と第64条の規定に基づく運転管理のサービス対価のうち履行済みの運転管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

- 2 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえで、甲に返還する。また、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第63条第6項を準用する。

(不可抗力事由に基づく解除)

第67条 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 2 甲は、不可抗力事由により本件契約の一部又は全部の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本件契約を変更し、又は本件契約の一部又は全部を解除することができる。

- 3 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に甲に対し全ての排水処理施設が引渡し済みであるときは、甲及び乙は、解除時において甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができず、甲は、排水処理施設の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又は毀損した場合であっても、乙に対し、第55条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価を第63条第6項を準用し、乙に支払うものとする。
- 4 全ての排水処理施設が甲に引渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が全部解除された場合、甲は、未履行部分の運転管理のサービス対価の乙に対する支払いを免れる。
- 5 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。
- 6 全ての排水処理施設が甲に引渡される前に、第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第63条第6項を準用する。

(本事業に係る直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第68条 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令が制定又は改正された場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、甲は、乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第9章 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

- 第69条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義

務の履行義務を免れるものとする。

- 3 不可抗力により本件契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により排水処理施設への重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。

(法令改正等による契約内容の変更等)

- 第70条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令の改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。
 - 3 本件契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（乙の税の軽減を目的とする措置を含む。）、又は技術革新等により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、甲は乙と協議のうえ、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、対価の減額を行うものとする。
 - 4 甲及び乙は、第1項の通知を相手方から受領した場合、本事業に直接関係する法令の改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用額につき速やかに協議を行うものとする。

(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)

- 第71条 不可抗力事由によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の追加費用又は損害及び第69条第4項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙5に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 3 第 69 条第 4 項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、不可抗力事由が生じた日から 60 日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

(法令改正等による追加費用又は損害の負担)

第72条 本事業に直接関係する法令の改正等によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の追加費用又は損害、及び第 70 条第 4 項に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の乙に発生した追加費用及び損害については、乙の負担とする。
- 3 第 70 条第 4 項の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本事業に直接関係する法令の改正等の交付日から 60 日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が当該法令改正等に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える本事業に直接関係する法令の改正等の場合には、甲及び乙は、本事業の継続の可能性を検討することを目的として、協議の期間を 60 日以上に延長できるものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第73条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更を与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める甲及び乙の負担割合を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第 10 章 その他

(関連工事の調整)

第74条 乙は、乙の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合においては、乙は甲を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

(協議等)

第75条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成、保管し、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

(公租公課の負担)

第76条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。

2 甲は、第46条に定める対価に対する消費税及び地方消費税(各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。)を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

(契約上の地位等の譲渡)

第77条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、甲に事前に書面で承諾を得なければ、乙の組織、代表者、役員、又は株主等の変更又は合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。

3 本件契約が契約期間中に終了し、甲が引き続き対価等の支払いをする場合において、乙を存続させておくことができない事情が発生したときは、甲は、それを拒む合理的理由がない限り、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主又は融資機関に譲渡することを承諾するものとする。

(秘密保持)

第78条 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密を本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業を除く第三者に漏洩したり、本件秘密文書(互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書又は当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。)等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、本件

契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないしは本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む）、本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業に、本件契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書を滅失、毀損又は改ざんさせ、又は本件契約上の秘密ないしは本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 3 乙は、本件契約に基づく本事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、鉦石偉業に本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には、当該金融機関、弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業についても同様とする。
- 4 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、神戸市個人情報保護条例（平成9年神戸市条例第40号）を含む関係法令の規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 5 乙は、本事業に従事する者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 7 甲は、乙が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

（著作権等）

第79条 甲は、乙から本事業の推進に関して甲に提出される書類等について、著作権が認められる場合の著作権が乙に属することを認める。

- 2 前項にかかわらず、甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合（新たな構成企業

が本事業を引き継ぐ場合を含む。)は、これらの書類の内容を無償で使用又は公開できるものとする。但し、第三者(本事業を引き継ぐ新たな構成企業はこれに該当しないこととする。)にこれを使用させる場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。

- 3 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は甲に属することを認める。
- 4 前項にかかわらず、乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の甲の著作権となる書類等の内容を無償で使用又は公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。
- 5 甲及び乙は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。
- 6 甲及び乙は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

(特許権等)

第80条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得たうえでこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならないが、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。ただし、上記使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。

(付保すべき保険等)

第81条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社との間で、甲の承諾する別紙11の1の「1」項及び「2」項に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、甲に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 乙は、別紙11の1の「1」項、「2」項に各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。

- 3 甲は、乙が第1項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、甲は乙に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第1項の場合は乙、第3項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 別紙6の11の「1」項に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

(遅延損害金)

第82条 甲及び乙が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第14条及び第8条第1項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

第11章 雑則

(請求、通知等の様式等)

- 第83条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請、契約終了告知、解除又は解約その他の意思表示等の通知（以下「本件契約に定める請求等」という。）は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。
- 2 甲の乙に対する本件契約に定める請求等は、代表企業に対してなすものとし、その他の構成企業になすことを要さないものとし、乙の甲に対する本件契約に定める請求等は代表企業よりなすものとする。ただし、本件契約に定める請求等の相手方が認めた場合は、この限りではない。
 - 3 本件契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。

(準拠法)

第84条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第85条 本件契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項等)

第86条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙1 各種共通仕様書等

本事業の実施に当たっては、要求水準書等で判断できないものについては、以下の基準等の各業務着手時における最新版によるものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。

- ・ 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（神戸市）
- ・ 神戸市土木請負工事必携（神戸市）
- ・ 水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- ・ 水道施設維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- ・ プラント設備工事一般仕様書（神戸市水道局事業部施設課）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編，機械設備工事編，電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編，電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編，機械設備工事編，電気設備工事編）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（一般社団法人 公共建築協会）
- ・ 建築工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
- ・ 建築基礎構造設計基準・同解説（日本建築学会）
- ・ 鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説（日本建築学会）
- ・ 鋼構造設計基準（日本建築学会）その他建築学会基準
- ・ 内線規程（社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
- ・ 高圧受電設備規程（社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本水道協会規格（JWWA）
- ・ 日本水道鋼管協会規格（WSP）
- ・ 日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）

別紙2 提出書類

1 設計業務

(1) 設計開始時の提出書類

- 乙は、設計業務を開始するに当たり、下記に掲げる書類を甲に提出するものとする。

品目	部数	体裁
業務工程表	1	A3 版
管理技術者等届	1	A4 版
再委託する企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	1	A4 版

(2) 設計完了時の提出書類

- 乙は、設計業務完了に際して、下記に掲げる図書を甲に提出するものとする。

品目	部数	体裁
打合せ議事録	2	A4 版
機器図	2	A4 版 (A3 版)
設計図	2	A4 版 (A3 版)
設計計算書 (各種)	2	A4 版
業務完了届	1	A4 版
成果物納入届	1	A4 版
関係官庁届出書類	1	A4 版 (副本)
電子納品	1	CD-ROM 又は DVD-ROM

2 施工業務

(1) 着工に際しての提出書類

- 乙は、工事着工関係書類として、下記に掲げる書類を甲に提出するものとする。

品目	部数	体裁
着工届	1	A4 版
現場代理人等（監理技術者，主任技術者，専門技術者）届	1	A4 版
経歴書（監理技術者，主任技術者，専門技術者）	1	A4 版
労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類	1	A4 版
使用材料製造者通知書	1	A4 版
施工計画書	2	A4 版
予定工程表	2	A3 版
施工体制図	2	A4 版
工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4 版
建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4 版
工事保険証書の写し	1	A4 版

(2) 施工中の提出書類

- 乙は、施工中に、下記に掲げる書類を甲に提出するものとする。

品目	部数	体裁
納入仕様書	2	A4 版
実施工程表	2	A4 版
施工図	2	A3 版
施工体制台帳	2	A4 版
関係官庁届出書	2	A4 版
計画書	2	A4 版
協議記録（打合せ議事録）	2	A3 版

(3) 施工後の提出書類

- ・ 乙は、施工後、下記に掲げる書類を甲に提出するものとする。

・ 品目	部数	体裁
打合せ議事録	1	A4 版
工事写真	1	A4 版
試運転調整記録	1	A4 版
建設物副産物処理報告書	1	A4 版

(4) 完成時の提出書類

- ・ 乙は、業務完了に際して、下記に掲げる書類を甲に提出するものとする。

・ 品目	部数	体裁
工事完了届	1	A4 版
完成図書	3	A4 パイプファイル綴 他
保証書類	3	—
完成確認報告書	1	A4 版
予備品・付属品リスト	2	A4 版
関係官庁届出書類	1	A4 版
電子納品	1	CD-ROM 又は DVD-ROM

別紙3 運転管理業務の内容

乙は、運転管理業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等、運転管理における業務に係る業務水準を遵守し、本件契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

運転管理業務の内容は、本件契約の締結後、要求水準書をもとに、事業者提案書類で提案された内容を含めて、運転管理業務計画書に規定する。

別紙 4 年度業務計画書

本件契約の締結後，乙の提案に基づき，甲と乙で協議したうえで，甲が決定する。

別紙 5 半期報告書及び年度業務報告書

本件契約の締結後，乙の提案に基づき，甲と乙で協議したうえで，甲が決定する。

別紙6 モニタリングの方法

排水処理施設の運転管理業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続は、原則として次のとおりとし、本件契約の締結後、甲と乙で手続きの詳細について協議したうえで、甲が決定する。

1 モニタリングの種類

本別紙で規定する甲が行うモニタリングは、運転管理期間中に定期的又は随時実施する運転管理業務に係るモニタリングとする。

なお、設計、施工及び引渡し時（完成検査）のモニタリングは、本件契約に定める設計、施工時に行う検査等として行うものとする。

2 モニタリングの基準

乙は、要求水準書及び事業者提案書類に基づいて、運転管理業務に係る基準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、甲の承諾を得て、運転管理業務計画書に記載する。

3 モニタリングに係る乙の義務

(1) 乙の証明義務

乙は、運転管理業務の実施内容が運転管理業務に係る業務実施基準を満たしていること、その他本件契約に定める乙の義務の履行が適切に行われていることを、甲に対して説明し、証明する義務を負う。また、甲は乙に対して、本件契約に定める乙の義務の履行が適切に行われていることの証明を求めることができる。

(2) マネジメントシステムを構築する義務

乙は、本件契約や事業指針に基づいて、運転管理業務の実施内容が業務実施基準を満たし、その他本件契約に定める業務を適切に遂行するための仕組みを構築し、事業期間にわたって維持、改善するものとする。これらの仕組みは、乙が文書化（原則として、運転管理業務計画書及びその附属書類に定めるものとする。）することとする。また、業務の実施結果は適切に記録し、事業期間終了まで保管

するものとする。

さらに、甲によるモニタリング、セルフモニタリング、故障への対応等の結果、運転管理業務計画書で定める業務内容の見直しが必要となった場合には、甲と協議のうえ、業務内容・方法等の見直し等の改善を行い、甲の承諾を得るものとする。

(3) セルフモニタリングを行う義務

乙は、自らの費用負担において、運転管理業務に関して、業務実施基準を充たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書面にて甲に報告しなければならない。また、セルフモニタリングには、本別紙を含む本件契約に定める甲のモニタリングの内容を包含していなければならない。

なお、甲は、乙が行ったセルフモニタリングの結果を、甲が行うモニタリングに活用することができる。

(4) 甲が行うモニタリングへの協力義務

甲は、運転管理業務について、乙に事前に通知したうえで、乙に対して説明を求め、又はその管理状況を立会いのうえ、確認することができる。乙は、当該説明及び確認の実施につき甲に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、乙による運転管理状況が、乙の提案水準を達成していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙は随時、対応状況を甲に対して報告しなければならない。

甲は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、運転管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(5) その他必要な措置を行う義務

乙は、上記に定める義務だけでなく、必要に応じて本件契約の履行を円滑に行うために必要となる措置を行うものとする。

4 運転管理業務に係るモニタリングの方法

(1) 運転管理業務に係るモニタリングの方法

甲は、運転管理業務に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

①書類検査による運転管理モニタリング

② 実地検査による運転管理モニタリング

③ 随時に行う運転管理モニタリング

(2) 書類検査による運転管理モニタリングの方法

甲が行う書類検査による運転管理モニタリングは、原則として、以下の方法によって行うものとする。

① 年度業務計画書の提出と確認

乙は甲に対し、毎事業年度開始1箇月前までに年度業務計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。甲は、年度業務計画書が運転管理業務計画書で定める運転管理業務に係る業務実施基準を満たしていることを確認する。

② 半期報告書及び年度業務報告書の提出と確認

乙は毎事業年度、上期及び下期の満了後に半期報告書を、また下期の満了後に年度業務報告書をそれぞれ提出する。甲は、運転管理業務計画書をもとに、半期報告書及び年度業務報告書に記載の内容が運転管理業務に係る業務実施基準を満たしていることを確認する。

(3) 実地検査による運転管理モニタリングの方法

甲は、書類検査の結果、必要と認める場合には、運転管理業務を実施した場所において、半期報告書及び年度業務報告書に記載された内容が運転管理業務に係る業務実施基準を満たしていることを確認することができる。この際、甲は乙に対して運転管理業務の実施状況について、実地検査による説明を求めることができるものとし、乙は説明する義務を負うものとする。

(4) 随時に行う運転管理モニタリングの方法

甲は、苦情等により必要と認めるときは、随時、乙に対して書類検査によるモニタリング又は実地検査によるモニタリングを行うことができる。この際、甲は乙に対して運転管理業務の実施状況について、書類の提出若しくは実地検査による説明を求めることができるものとし、乙は説明する義務を負うものとする。

(5) 運転管理業務が運転管理業務に係る業務実施基準を満たしていない場合の措置

甲によるモニタリングの結果、運転管理業務が運転管理業務に係る業務実施基準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

① 運転管理のサービス対価の減額

モニタリングの結果、運転管理業務の状況が運転管理業務に係る業務実施基

準を満たしていない場合でかつ是正勧告が行われたにもかかわらず、甲の定める期限内に乙が改善を行わない場合には、甲は、運転管理のサービス対価のうち、対象業務に対応する部分の減額を行う。

②契約の解除

運転管理のサービス対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、甲は第63条第2項第5号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

2 各年度の支払金額及びその内訳

(各期の支払金額)

支払対象期	各期の支払金額		
		うち消費税及 び地方消費税	うち調整額
平成 33 年度 ー	円	円	円
平成 34 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円
平成 年度 上期	円	円	円
同 下期	円	円	円

別紙8 設計・施工等のサービス対価の改定方法

1 対象となる費用

設計・施工等のサービス対価（施設整備費）

2 物価変動に基づく改定

設計・施工等のサービス対価に対する改定は，行わない。

3 消費税法変更に基づく改定

設計・施工等のサービス対価に対する消費税法が変更された場合，新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙9 運転管理のサービス対価の改定方法

運転管理のサービス対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとするが、具体的な手続きについては、本件契約の締結後、甲と乙で手続きの詳細について協議したうえで、甲が決定する。

1 対象となる費用

運転管理のサービス対価（運転管理費）

2 物価変動に基づく改定

(1) 平成34年度の運転管理のサービス対価の改定

平成32年（平成32年1月～平成32年12月）の次に示す指標と、平成33年（平成33年1月～平成33年12月）のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、平成34年度の運転管理のサービス対価を、次の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－産業廃棄物処理－（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$P34' = P34 \times (I33 / I32)$ <p>ただし</p> $ (I33 / I32) - 1 \geq 3.0\%$ <p>P34：入札提案時の平成34年度の運転管理費相当額 P34'：改定後の平成34年度の運転管理費相当額 I32：平成32年1月～12月の指標の年平均値 I33：平成33年1月～12月の指標の年平均値</p>

(2) 平成35年度以降の運転管理のサービス対価の改定

平成35年度以降については、前回改定時（（1）の改定が行われなかった場合は、平成32年とする。）の指標の平均値と、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、当該年度の運転管理のサービス対価を、次の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－産業廃棄物処理－（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$P_t^{\wedge} = P_t \times (I_{t-1} / I_s)$ ただし $ (I_{t-1} / I_s) - 1 \geq 3.0\%$ P_t : 前回改定時の当該年度（t 年度）の運転管理費相当額 P_t^{\wedge} : 改定後の当該年度の運転管理費相当額 I_{t-1} : 前年 1 月～12 月の指標の年平均値 I_s : 前回の運転管理費相当額の改定の基礎となった年の 1 月～12 月の指標の年平均値

3 消費税法変更に基づく改定

運転管理のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

4 その他

改定後の運転管理のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。

別紙 10 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

1 排水処理施設の引渡し前

全ての排水処理施設の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害については、第7章に規定する対価のうち、引渡未了の排水処理施設に係る設計・施工等のサービス対価の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、全ての排水処理施設の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、引渡未了の排水処理施設に係る設計・施工等のサービス対価の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙11の1（乙に付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

2 排水処理施設の引渡し後

全ての排水処理施設の引渡し後に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の運転管理のサービス対価の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該年度の運転管理のサービス対価の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、別紙11の1（乙に付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

別紙 11 の 1 乙に付保が義務付けられている保険契約

乙又は乙と契約して本事業に関する業務を実施する者に付保が義務付けられている保険契約は、下記のものとする。乙又は乙と契約して本事業に関する業務を実施する者は事業期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、保険契約内容の詳細は、事業者提案書類で記載された乙の提案内容に基づいて記入する。ただし、乙の提案において、下記の条件を超える提案が行われた場合には、その提案内容を保険契約の内容とする。

1 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

- ・保険契約者 : 乙又は乙から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
- ・被保険者 : 乙及び乙から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
- ・保険の対象 : 排水処理施設等の施工工事
- ・保険期間 : 工事着手予定日を始期とし、排水処理施設等の引渡し予定日を終期とする
- ・保険金額 : 施工工事費
- ・補償する損害 : 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- ・免責金額 : 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・その他 : 甲を追加被保険者とする

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・保険契約者 : 乙又は乙から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
- ・被保険者 : 乙及び乙から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
- ・保険期間 : 工事着手予定日を始期とし、排水処理施設等の引渡し予定日を終期とする
- ・てん補限度額 : 身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・免責金額 : 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・補償する損害 : 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・特約条項付帯 : 被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）

- ・その他 : 甲を追加被保険者とすること

2 運転管理期間中の保険

(1) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・保険契約者 : 乙又は乙から排水処理施設等の運転管理業務を請け負った者
- ・被保険者 : 乙及び乙から排水処理施設等の運転管理業務を請け負った者
- ・保険の対象 : 業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
- ・保険期間 : 運転管理開始日を始期とし、運転管理終了を終期とする
- ・てん補限度額 : 身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
財物賠償－1事故あたり1億円以上
- ・免責金額 : 1事故あたり100,000円以下
- ・特約条項付帯 : 被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）
- ・その他 : 甲を追加被保険者とすること

別紙 11 の 2 乙の提案により任意に付保される保険契約

乙の提案により，乙により任意に付保される保険契約は，乙の提案に基づいて決定する。

- 1 設備工事期間中の保険
- 2 運転管理期間中の保険
- 3 その他の保険